

令和7年度第3回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和7年10月16日（木）10時00分～11時10分
場 所：徳島県庁 9階 901会議室
議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議
「キョーエイ藍住店」の変更届出
「（仮称）ダイレックス小松島江田店」の新設届出
「ドラッグコスモス津乃峰店」の新設届出
出席委員：名田委員、兵頭委員、内田委員、岡部委員、藤代委員、瀧川委員
県出席者：（事務局）経済産業部 企業支援課
（大規模小売店舗立地連絡会員）関係各課

■議題1

「キョーエイ藍住店」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：キョーエイ以外の店舗が設立されたのが平成16年で、そこから二十数年経っているが、これまで変更届出がなかったものに対して、経緯報告書の提出だけで済ませてしまってもよいのか。審議会にも影響を与える事案でもあり、この審議会で審議したものがきちんと遵守されているのか、毎年チェックシートを書いてもらったり、騒音の対策、繁忙時の警備員の配置などの対応策の結果を確認する必要があると考える。また、今回の事案について、事務局側でこの事案を知った経緯や何回程度事前の協議を行って、どの程度注意をされたのかを教えて欲しい。

事務局：経緯としては、今回キョーエイが立替えを行うにあたって、敷地内の他店舗設置（店舗面積増）されていたにも関わらず、変更届出の提出されていなかったことが判明したことによる。事前の協議は数回程度であるが、既に変更されている事案であるため、経緯報告書を提出いただき再発防止に努めるよう店舗側に依頼した。

委 員：店舗側の再発防止について、具体的にどうするのか記載いただきたい。今回のような事案があると、きちんと手続きを踏んで届出を提出いただいている事業者からすると許されるものではない。今後、届出をされた案件がきちんと守られているのかチェックする必要があると考える。

委員長：以上の意見を踏まえ2点問題があります。1点目が行政側のチェック体制がほとんど機能していないということ。2点目について、今回の経緯報告書で再発防止の具体的な方法の記載ないこと。前者のチェック体制については、事務局側で一度検討いただきたい。2点目は留意すべき事項に挙げることになるかと考える。

事務局：チェック体制については検討しまして、定期的な報告、もしくは店舗側に書面を提出いただいたり、中身は考えさせていただきたい。

委員長：ほかにご質問ありますでしょうか。

委員：P2”およびP3”地点について、騒音の基準値を超過しているが、対応策の具体的な方針の記載がないため、少なくとも対応策については明記したほうがよいのは。

事務局：今回の騒音の基準値超過については、従前からによるものであり、住民から騒音に関する意見もこれまで出ていないため、対応策は施していない状況。ただ、基準値を超えていることがわかっているため、予測地点付近に徐行運転を促す看板の設置などの対応策は必要と考える。

委員長：P3地点の敷地境界について、車の出入りはできるのか。

事務局：敷地に隣接する道の幅員狭いため、店舗側は出入口と指定しているものではないが、実際は通り抜けができるようになっている。

委員長：では、P3付近に10 km/h 徐行を促す看板を設置する必要がありますね。

委員：P3付近の駐車場について、従業員専用の駐車場も含まれているならば、従業員への周知もいただいたほうがよいかと思う。

事務局：店舗B棟（ダイソー）の裏側は従業員専用駐車場となっているため、各従業員にも周知するべきですね。

委員長：ほかにご意見ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の意見について、知事宛に申し添えることとします。

- ①本届出にかかる設置者に提出いただいた経緯報告書に、これまでの変更届出提出の失念について、再発防止に努めると記載があるが、実際の具体策を挙げていただきたい。
- ②騒音予測地点P3付近に【夜間10km/h徐行】を促す看板を設置いただきたい。
- ③各従業員へ同上地点P3付近では【夜間10km/h徐行】を遵守するよう周知いただきたい。

委員長：この案件につきましては、県の意見としては無しといたします。

→意見なしで終了

■議題2

「(仮称)ダイレックス小松島江田店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：騒音対策について、場内での徐行やアイドリング禁止を励行する看板が設置される予定であるが、遮音壁や防音壁の設置は検討されていないのか。

事務局：現時点の計画では設置の予定はない。

委員：対応策の看板がどの程度効果があるのかはわからないが、住宅が隣接するため、近隣住民から意見があった場合には遮音壁の設置などの対策を講じていただきたい。

委員長：そうですね、住民から意見があれば追加の対策をいただくようにしましょう。ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

委員：車線混雑度について1.0の基準値を超えている時間帯もあるが問題ないのか。

事務局：基準値を超えているのは午前8時台であり、店舗が営業が始まるのが9時のため、現実的に影響は少ないと考える。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の意見について、知事宛に申し添えることとします。

- ・近隣住民から騒音などに関する苦情があった場合は、遮音壁設置などの追加の対策を講じていただきたい。

→意見なしで終了

■議題3

「ドラッグコスモス津乃峰店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：図面上では第１駐車場と第２駐車場の間になにかあるように見えるが、駐車場間で歩行者の通路はあるのか。

事務局：ここはただの通路となっている。また、第２駐車は高さのあるフェンスで囲まれており、車の出入口以外からは歩行者も出られない。

委員：歩行者が第２駐車場から第１駐車場に入る場合、出入口３から出入口１へのルートを通ることになるのか。

事務局：そうなる見込みであり、歩道は設けられている。

委員長：騒音対策について、今回、【夜間 5 km/h 徐行】の看板を設置しているが、5 km/h 徐行の対策については特別な理由がある場合に認めているところ。今回のポイントは、夜間については状況によっては第２駐車場を閉鎖することを検討すると記載があることで、需要がないようであれば閉めたほうがいいですね。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

委員：駐車場台数について、指針４５台に対して４５台の確保となっている。この駐車場を従業員も利用するとなると基準を満たしていないことになるのでは。

事務局：ほかに敷地に従業員用の駐車場は確保しているはずなので確認させていただく。もし確保できていない場合は、敷地外で確保するようきちんと指導を行う。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の意見について、知事宛に申し添えることとします。

- ・ 近隣住民から騒音等の苦情が出るようであれば、第２駐車場について、夜間は閉鎖いただきたい。

→意見なしで終了